

大阪体育学会 学会賞および奨励賞規程

1 目的

体育学に関する優れた研究業績を表彰することによって、研究意欲の高揚と本学会の学術水準の向上を目的とする。

2 受賞候補者の資格

大阪体育学会の会員で、学会賞は年齢に関係なく、奨励賞は論文受理時に 40 歳未満であること。

2) 受賞対象者は、学会賞では筆頭著者（ファーストオーサー）、奨励賞は共同研究者を含む全員とする。但し、学会賞と奨励賞は同一人を対象としない。

3 対象となる研究業績

前年度に刊行された「大阪体育学研究」の中から優れた論文に対して授与する。

4 表彰

表彰は、総会で賞状および副賞を授与する。

5 選考委員会

選考委員会の構成は、理事会で定める。

6 選考委員会内規

別に定める。

7 受賞者の決定

受賞者は、選考委員会の推薦を受けて理事会で決定する。

8 その他

本規程に定められない事項に関しては、理事会において決定する。

附則 本規程は平成 7 年 7 月 29 日より施行する。

附則 本規程は平成 9 年 3 月 16 日より施行し、平成 8 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本規程は平成 18 年 3 月 19 日より施行し、平成 18 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本規程は平成 23 年 3 月 20 日より施行し、平成 23 年 4 月 1 日より適用する。